

令和5年(ワ)第1521号 地位確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 灘民主商工会

準備書面(3)

令和6年6月17日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第1 青年部の4400円の支出(乙5の4)について

原告は、乙5の4のレシートのうち、令和4年6月14日の4400円の支出を青年部の支出に計上したことについて、労働審判時の申立人第1準備書面第1.3.(2)(乙49・4頁)では、原告の過誤によるものだと主張した。

しかし、原告が記憶を喚起したところによれば、この支出は、青年部の会員であるA氏の美容院に白髪染めをするための費用で、M事務局長らの了承を得た上で、青年部の会計から支出されたものであった。

すなわち、原告は、令和4年3月頃以降、A氏の美容院で白髪染めをするやうになり、当然のことながら原告のポケットマネーから支出するのが通常であった。

そのやうな中、令和4年6月頃に県議選の予定候補となり、ポスター用の写真を撮る必要が生じた。そして、同月14日又はその前の日に開かれた事務局全員が参加する朝のミーティングで、M事務局長から「写真撮るんやったら、髪をきれいにしてもらっておいで」と言はれ、原告は「小林さんのところに行きます」「こういうのって、経費になるんですかね?」と訊いて、青年部から支出してよいかと尋ねたところ、M事務局長が「なるんちゃう?」と青年部の支出として計上してよいと述べただけでなく「勤務時間中に行っておいで」とまで述べたのである。

したがって、この一回の白髪染めの代金を青年部の支出に計上したのは、M事務局長の了承があつたからなので、原告には何らの過誤がなかつたといへる。

以 上